

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり  
随意契約を行うので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

平成23年3月25日

室戸市長 小松 幹侍

記

物品又は役務の 名称及び数量	◎ 高齢者等の送迎に係る配置車両運転業務 (1) 高齢者送迎に係る配置車両運転業務 高齢者が市内から室戸市保健福祉センターへの送迎に係る 配置車両運転 (2) その他高齢者等の送迎に係る配置車両運転業務事業の運営上、 高齢者等の送迎の必要が生じた場合についての参加者の送迎 に係る配車車両の運転業務 (3) 健診等の送迎に係る配置車両運転業務 送迎がなければ健診に来られない健診希望者の健診会場への 送迎に係る配置車両の運転業務
契約者の選定基準	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当すシルバー 人材センターであること
契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額(消費税 込) 予定価格内であった場合、契約を締結する。
見積書の提出場所	室戸市領家87番地 室戸市保健福祉センター 保健介護課
見積書の提出期限	平成23年3月30日 午前12時必着
契約担当部署 所在地	室戸市 保健介護課 室戸市領家87番地 TEL0887-22-3100
備考	業務内容は別紙仕様書のとおり 見積書には一時間あたりの金額(消費税込)を明記する

## 平成 23 年度高齢者等の送迎に係る配置車輛運転業務委託仕様書

### 1 委託業務名

平成 23 年度高齢者等の送迎に係る配置車輛運転業務委託業務

### 2 業務内容

#### (1) 介護予防事業に係る高齢者送迎事業配置車輛運転業務

毎週木曜日

利用者の市内から保健福祉センターへの送迎に係る配置車輛の運転業務

#### (2) その他高齢者の送迎に係る配置車輛運転業務事業の運営上、高齢者等の送迎の必要が生じた場合についての参加者の送迎に係る配置車輛の運転業務

#### (3) 健診等の送迎に係る配置車輛運転業務

送迎がなければ健診会場に来られない健診希望者の健診会場への送迎に係る配置車輛の運転業務

特定健診及び各種がん検診

### 3 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、交通安全、交通事故防止安全運転を心がけること。

### 4 異常及び事故発生時

委託業務中の事故・異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を行い、保健介護課及び関係機関等へ報告すること。また、事故に状況報告書類を提出すること。